

議会改革・運営ビジョンの実現に向けた取り組み(一覧)(平成30年度末 状況区分整理)

大項目	中項目	検討項目	区分	現状と課題及び 検討すべき項目とした理由等	ビジョンにおける方向性	決定した実現方策等 (H25年3月時点)	実施、検討状況 H25年3月時点 実施時期・例規改正等	実施、検討状況 H27年3月時点	実施、検討状況 H29年3月時点	実施、検討状況 H31年3月時点
			1 完了 2 実施中 3 検討中							
市議会の 責務 (第22条)	議決の権 限を行使 し、市民の 意思を的 確に反映	議員間の自 由討議の実 現	2 実施中	・議員による質疑と執行機関側の 答弁に終始しがちで、議員同士の 討議がなされていない。議決に対 して責任を持つためには、議員同 士がしっかり議論を行うことで、こ れまで以上に意見集約をし掘り下 げていくことが必要	・論点や課題など合議体の議会と して同じ方向性を見出し、意志を まとめるとともに、多様な意見を代 表する議員として、質疑や討論に 加え討議による経過や議決の結果 を市民に十分説明するため、議 員間の自由討議を実施する ・自由討議の位置づけを明確にし て実践していく	・自由討議は、行政評価、議会報 告会、議案審査等において、常任 委員会を中心に実施する。 ・議会報告会や行政評価における 議員間の自由討議の更なる充実 が必要なことから、「自由討議の位 置づけ」を明確にして実践してい く。 ・政策的な課題に係る議員間の自 由討議については、全議員参加 型の「政策討論会」のプロセスを経 るものとする。	・自治基本条例に議員間の自 由討議を重んじて活動すること を規定 ・会議規則に委員会審査にお ける自由討議を位置づける ・平成25年第1回定例会に例規 改正を予定 ・H25.3.25 条例第2号 自治基 本条例を一部改正 第22条に 第4項として追加 ・H25.3.22 議会規則第1号 会議規則を一部改正 第91条 の2、3として追加	・平成25年3月に会議規則 を改正 ・自由討議の実施 平成25年第2回定例会 (産業建設委員会)、 平成25年第4回定例会 (産業建設委員会)及び 平成27年第1回定例会 (社会文教委員会)	・実施中 ・平成28年第1回定例会 (産業建設委員会)	・実施中 ・平成29年第3回定例会 (社会文教委員会) ・平成30年第3回定例会 (社会文教委員会) ・平成30年第4回定例会 (社会文教委員会)
		政策形成のた めのシステム づくり (議会報告会 を起点とした 政策形成サイ クル以外)	2 実施中	・議員提出による条例等の合意形 成の手順は規定されているもの の、市民の意見等を政策に反映し ていくための仕組みや討議の場が ないため、政策立案型の議会に なっていない	・政策形成サイクルのステップとし て、「全議員参加型の(仮称)政策 討論会」を設置し、議員間の自由 討議により、情報の共有化を図ると ともに、合議体の議会としての政 策立案能力を高める	・市政に関する重要な政策及び課 題に対して共通認識を図り、市民 益の立場で全議員参加の議員間 自由討議により、合議体の議会と しての政策立案・提言に繋げるた め「政策討論会」を実施する。	・開催要領を先例に規定 ・H24.11.21 政策討論会運用 等について 議会運営委員会 決定(先例P24) ・H25.3.22 議会規則第1号 会議規則を一部改正し、政策 討論会を会議規則第159条「協 議調整の場」と位置づける ・平成25年1月16日、第1回政 策討論会を実施(※平成27年3 月追記 不法投棄対策につい ての提言について建設環境委 員会の申出で開催)	・H27.1.30、H27.2.2に社会 文教委員会の申出により、 政策討論会を2回開催。 政策提言「だれもが元気で 長生きできるまちを目指し て」及び「飯田型」小中連 携・一貫教育の推進にあ たって」	・H28.12.20に社会文教委員会 の申出により、政策討論会を開 催。 政策提言「地域包括ケアシス テムの構築は、地域の総合力で ～医療・介護・暮らしをパッケー ジで取り組むために～」につい て	・実施中
		自治法第96 条第2項によ る議決権の拡 大(政策決定 領域の拡大)	1 完了	・重要な政策課題については、議 決事件を追加することで、政策決 定過程に議会が責任を持ち、執行 機関側と切磋琢磨する必要がある ため	・地方自治法第96条第2項による 議決権の拡大を進める	・重要な政策(個別計画)を議決事 件として追加することにより、政策 決定過程に議会が責任を果たす ことを目的に議決権の拡大につい て検討した結果、現段階では議決 事件の拡大は行わず、現在、議決 事件としている基本構想基本計画 について、責任をもって審議する こととする。	—	—	・政策決定領域の拡大の必要 は認めなかった。 ・飯田市次期総合計画の策定 に伴い、H28.2.18次期総合計 画検討委員会を設置。更に平 成28年第4回定例会に、次期総 合計画が議案として提出された ことにより、「基本構想基本計画 特別委員会」をH28.11.29設置 して、審査を行った。	—

大項目	中項目	検討項目	区分	現状と課題及び 検討すべき項目とした理由等	ビジョンにおける方向性	決定した実現方策等 (H25年3月時点)	実施、検討状況 H25年3月時点 実施時期・例規改正等	実施、検討状況 H27年3月時点	実施、検討状況 H29年3月時点	実施、検討状況 H31年3月時点
			1 完了 2 実施中 3 検討中							
		通年議会導入に向けた検討	1 完了	・地方自治法の改正により通年議会の選択制が導入されることから、メリット、デメリットを明らかにし、議会としての対応を明らかにする必要がある(先進地事例に四日市市議会及び三重県議会がある)	・地方自治法の改正を視野に、通年議会導入に係る研究を深めていく	・現状の他の課題を優先して協議することとし、現段階では検討は行わない。	—	・平成26年度に検討。直ちに導入する必要はない。 ただし、「災害等突発的又は緊急的事案が発生した場における飯田市議会業務継続計画の策定について」と、「補正予算に関して専決処分できる事案内容と金額について」は、新たな検討項目とする。(通年議会導入に向けた検討(H27.3.20 議会運営委員会決定))	・通年議会については、直ちに導入する必要はない。 ・平成27年度業務継続計画について検討。飯田市に業務継続計画(BCP)がない状況であり、飯田市議会の業務継続計画の策定は相当の時間を要すると判断し、昨今の大規模災害に対応できるよう、「飯田市議会災害対応指針」を制定(H28.2.16 議会運営委員会決定。)を策定した。 ・「補正予算に関して専決処分できる事案内容と金額について」は、災害の種類や被害状況(規模、人数、避難期間等)により、必要な対応内容も補正金額も大きく変化することから、災害時前に必要額を想定することには限界がある。 このことから、大規模災害発生時には、議会として災害対策会議を設置し、被害状況も報告されるので、議長が、その状況から、議会を開き議決するか、専決処分とするかの判断をすることとして、議会改革推進会議ではまとめた。	—
		市民との対話の場の創設(議会報告会・意見交換会・団体等との懇談・市民会議との懇談など)	2 実施中	・市民との対話の場を増やしていくことが、議会への住民参加を促し、市民の意思を政策等に反映させることにつながる	・現在ある市民との対話の場の充実を図る	・各種団体等との懇談会など委員会活動をさらに推進。 ・懇談会等の開催後は委員同士の討議を行い次の取り組みに繋げる。 ・委員会所管事務調査を全議員が情報共有し政策提言に繋げる。	・実施 H24.7.24 左記事項について、議会運営委員会で決定(先例P20)	・実施中	・実施中 ・社会文教委員会:医師会、看護協会、薬剤師会、歯科医師会、社会福祉法人と懇談。 ・産業建設委員会:宅建協会、JAみなみ信州、飯田公共職業安定所、飯田技術専門学校、飯下建設産業労働組合連合会と懇談。 ・議会議案検討委員会:商工会議所、観光協会、料芸組合、JAみなみ信州、調理師会と懇談。	・実施中 ・総務委員会:消防団と懇談。「地域コミュニティのあり方について」調査研究による市民との意見交換(市内3カ所、伊賀良・鼎・下久堅) ・社会文教委員会:歯科医師会、民生・児童委員協議会と懇談。 ・産業建設委員会:商工会議所支部連合会、JAみなみ信州、農業委員会と懇談。 ・リニア推進特別委員会:南信州アルプスフォーラム、NPO法人いいだ応援ネットイデア、飯田商工会議所上郷支部・座光寺支部と懇談。

大項目	中項目	検討項目	区分	現状と課題及び 検討すべき項目とした理由等	ビジョンにおける方向性	決定した実現方策等 (H25年3月時点)	実施、検討状況 H25年3月時点 実施時期・例規改正等	実施、検討状況 H27年3月時点	実施、検討状況 H29年3月時点	実施、検討状況 H31年3月時点
			1 完了 2 実施中 3 検討中							
	執行機関の活動を監視、評価	市民の意見を反映した行政評価の確立と行政評価の決算・予算審査への連動	2 実施中	・市民の意見を反映した行政評価が必ずしもできていないことから、検証を行う必要がある ・行政評価により事業の優先順位を決め、大胆な見直しや中止を行わないと、限られた財源の中で、市民ニーズに対応していくことができない。 ・財政破綻を未然に防いだり、後世に負担を強いることがないようにしていくことが議会の役割(責務)でもある	・行政評価による事務事業の「選択と集中」の実現を図り、議会としての監視機能を高める	・基本構想基本計画の着実な推進を図るため、市民生活の視点、人口目標や財政見通しなど長期的な視点に立って大局的に評価する。 ・行政評価を政策提言や予算への反映に繋げ実効性のあるものとする。	・実施 H24.7.24 左記事項について、議会運営委員会で決定(先例P20)	・実施中	・実施中	・実施中 ※いいだ未来デザイン2028の行政評価に関して、H30年から全体会や合同会議など新たな手法で実施中。
	政策の立案、提言内容の充実を図るための調査研究活動	常任委員会単位における調査研究の充実と政策立案機能の向上	2 実施中	・議会が追認機関といわれないようにするためには、委員会活動を充実させ、政策立案により、執行機関側と切磋琢磨し、二元代表制としての議会の役割を明確に示していくことが求められている ・常任委員会による先進地視察や調査研究を政策立案に結びつけることが求められている	・常任委員会の調査研究の充実を図るとともに、政策立案能力を高める	・各種団体等との懇談会など委員会活動をさらに推進。 ・懇談会等の開催後は委員同士の討議を行い次の取り組みに繋げる。 ・委員会所管事務調査を全議員が情報共有し政策提言に繋げる。	・実施 H24.7.24 左記事項について、議会運営委員会で決定(先例P20)	・実施中 ・平成26年第1回定例会において、介護保険制度の改正内容を社会文教委員会の閉会中の所管事務調査の対象とし、調査研究後その成果を同年第2回定例会において意見書案として提出、可決した。	・実施中 ・H29.3.8 社会文教委員会「地域包括ケアシステムの構築は、地域の総合力で～医療・介護・暮らしをパッケージで取り組むために～」政策提言。 ・産業建設委員会:所管事務調査としてきた「若者定住を促進するためには」など5つのテーマについて政策提案。	・実施中
		常任委員会活動を充実させるための複数所属制の検証	1 完了	・調査研究を充実させ、政策立案ができるようにするためには、専門性を高め、市民の意見等を反映させることができる委員会へ脱皮していくことが求められており、現在の委員会のあり方を検証する必要がある	・複数所属制の検証を行い、見直すべきとの意見が多かったが、一方で継続との意見もあったため、これまでの検証経過を明らかにするとともに、当分の間は、現状を維持することとした	・常任委員会活動を充実させるため、議員は複数の常任委員会には所属しない。 ・議員定数の見直しは行わないことを確認しており、委員会数は委員定数を考慮して3常任委員会とする。 ・常任委員会の在り方については今後も議論を深め、各常任委員会の名称・所管については検討を行う。	・委員会条例を25年第1回定例会に改正 ・H25.3.25 条例第3号 飯田市議会委員会条例を改正 常任委員会の所属並びに名称、委員定数及びその所管を改正	・H25.4.28から条例が施行され、3常任委員会の体制に移行	・条例改正済み。3常任委員会の体制を継続中。	
		自治法第100条の2による専門的知見の活用 公募市民や外部有識者が参加する機関の設置と調査検討	2 実施中	・外部のアドバイザーのサポートを受け、議会の政策形成の補佐的機能を充実させ、政策立案ができるようにする必要がある ・調査機関を設置することで調査・研究を充実させることができる	・具体的な事例が発生した段階で、必要に応じて積極的に活用していく	・議案の審査又は市の事務に関する調査にあたっては、学識経験者等による調査を積極的に活用し、議決の権限を的確に行使する。 ・政策立案などの懸案事項の調査、研究及び検討を行う際は、公募市民、外部有識者などで構成する機関を設置し、市民の意思を的確に反映する。	・実施 ・H24.11.21 左記事項について議会運営委員会決定(先例P25)	・実績なし。	・専門的知見を活用できるとしているが、実績なし。	・自治法第100条の2で想定している調査は、議会の議決が必要であり、実績はない。 ただし、総務、産建、リニア、予算決算審査PJでは、外部有識者を講師に勉強会を実施した。(総務・予算決算→山梨学院大学・江藤先生、産建→信州大学・上原先生、リニア→小沢一郎先生)

大項目	中項目	検討項目	区分	現状と課題及び 検討すべき項目とした理由等	ビジョンにおける方向性	決定した実現方策等 (H25年3月時点)	実施、検討状況 H25年3月時点 実施時期・例規改正等	実施、検討状況 H27年3月時点	実施、検討状況 H29年3月時点	実施、検討状況 H31年3月時点
			1 完了 2 実施中 3 検討中							
開かれた 議会運営 (第23条)	市議会が 保有する情 報の公開	賛否の公開	2 実施中	・議員個々の賛否が合議体としての議会の審議結果につながる。政策決定過程に議会が責任を持つためには、賛否に至る経過や理由等を市民に伝えていかなければならない	・賛否の公開については、関連記事を議会だよりに掲載する	・議会が議決責任を果たすとともに、賛否に至る経過や理由等を市民に伝えていくことが必要であり、議会だよりで討論の内容を掲載することとした。	・実施 ・H24.6.12 議会だよりにおける賛否の公開について 議会運営委員会決定（先例P32） ・本会議における討論・反対の意思表示について、議会だより第184号（H25.1.22発行）から掲載	・実施中	・実施中	・実施中
		議員による議会ホームページへの関与	2 実施中	・現在、事務局職員が作成しているホームページに議員が関与していない。的確なタイミングで適切な情報を市民に伝えていくことができるよう組織的に議員が関与する仕組みを構築する必要がある	・議会だより編集委員会がホームページの編集に関与していく	・適切な情報を市民に伝えていくことができるよう、議会ホームページの編集に組織的に議員が関与していく。	・実施 ・H24.6.12 議会運営委員会決定（先例P33） ・飯田市議会が行う広報広聴に関する規程（H24.12.21 議会運営委員会決定）第3条(2) 議会ホームページの管理運営 広報広聴委員会の所掌事務に規定	・実施中（広報広聴委員会の所掌事務とされている。） 飯田市議会が行う広報広聴に関する規程（H24.12.21 議会運営委員会決定）	・未実施 ・ホームページに関して協議する機会を委員会で定期的に設定する提案を広報広聴委員会が、次期広報広聴委員会に申し送る。	・実施中 ・議会だよりのリニューアルに合わせて、議会動画サイトの二次元バーコードを掲載するなどの改良を実施。今後も、広報広聴委員会が周知の面などで関与する。
		議案・会議資料の事前公開 審査後の資料公開	2 実施中	・可能な範囲で傍聴者に対する資料配布しているものの、事前と事後を含めて、ホームページ等で資料の公開をしていないため、何が審査されているのか十分に伝わっていない	・事前の公開については、告示議運で内定した議会日程と議案の項目のみ公開する ・本会議及び委員会、委員会協議会における審査後の資料公開は従前どおり、ホームページ等で会議録として公開	・議会において何が審議されているのか市民に十分に伝わっていないため、議案名・議運会議資料の事前公開、審査後の資料公開を行うこととした。	・実施 ・H24.6.12 議会運営委員会決定（先例P33）	・実施中	・実施中	・実施中
	会議及び 委員会等 の公開	委員会の自由傍聴の実現	2 実施中	・委員会の傍聴については、許可制となっている。だれもが希望すれば可能な状態ではあるが、会議の市民への公開の観点から、本会議と同様に自由に傍聴できる環境づくりを進めていく必要がある	・委員会の傍聴は自由傍聴とする	・飯田市議会委員会条例の一部改正を行い原則公開とする。 ・飯田市議会委員会傍聴規則を制定する。	・条例及び規則を改正、制定 ・H24.9.28 条例第28条 飯田市議会委員会条例を一部改正「委員会の公開及び傍聴について必要な事項は、規則で定める。」とする ・H24.9.28 議会規則第1号 飯田市議会委員会傍聴規則を制定	—	・規則、条例の改正済み。実施中。	・実施中。 ※H30から委員会の傍聴席に閲覧用資料も配置。
		インターネットによる映像配信	2 実施中	・インターネット社会において、インターネットを活用した映像配信は、各議会において標準装備となってきた。限られた経費の中で可能性を模索する必要がある	・インターネットの録画配信に向け取り組んでいく	・本会議（代表・一般質問）の中継画像をユーストリーム（USTREAM）を使用しインターネット配信する。	・平成24年第4回定例会から実施 ・H24.9.28 左記事項について議会運営委員会決定（先例P34）	・飯田市議会委員会インターネット映像配信試行実施要綱（H27.3.20 議会運営委員会決定） 平成27年度からリニア推進特別委員会で試行。試行中は議会改革推進会議で検討し、試行終了後は広報広聴委員会で検証する	・平成27年度の試行を経た後、飯田市議会委員会インターネット映像配信実施要綱（H28.11.22 議会運営委員会決定）を策定 ・平成28年第4回定例会から常任委員会、特別委員会の映像配信を開始	・実施中 H29からYoutubeでの映像配信に変更。（ユーストリームの時は、30日間の限定公開であった。） ・協議の場合等は中継を行わないことを改めて確認。（H30.9.21 議会運営委員会）

大項目	中項目	検討項目	区分	現状と課題及び 検討すべき項目とした理由等	ビジョンにおける方向性	決定した実現方策等 (H25年3月時点)	実施、検討状況 H25年3月時点 実施時期・例規改正等	実施、検討状況 H27年3月時点	実施、検討状況 H29年3月時点	実施、検討状況 H31年3月時点
			1 完了 2 実施中 3 検討中							
		各種会議のテレビ中継の実施	2 実施中	・常任委員会及び特別委員会のテレビの録画撮りについては、委員長許可により対応しているが、テレビ中継は導入されていないため、今後検討を要する	・費用対効果の観点から実施は困難	・開かれた議会運営のため、各種会議のテレビ中継の実施について引き続き検討する。	・引き続き検討	・本会議のケーブルテレビ以外の中継はコスト面から行わない 各種会議のテレビ中継について(H27.3.20 議会運営委員会決定)。	・本会議のケーブルテレビ中継実施中。	・実施中。
	議会活動の市民説明と情報の共有化	議会報告会の継続実施に向けた根拠づけ	1 完了	・議会報告会の開催の拠り所を、自治基本条例としているものの、条例からは、何のために、いつまで、どうして行っているかが読み取りにくい ・議会活動等を担保できる新たな規定について検討する必要がある	・議会の構成が変わっても、議会報告会を継続していくことができる方法や仕組み等について研究・検討を行っていく	・議会報告会を継続的に実施するため、自治基本条例に開催根拠を規定する。	・自治基本条例に議員間の自由討議を重んじて活動することを規定 ・平成25年第1回定例会に条例改正(予定) ・H25.3.25 条例第2号 自治基本条例を一部改正 第23条第3項として追加する	・25年3月に条例改正を実施済み。	・条例改正済み。	—
		議会報告会の名称検討	3 検討中							・H30年～広報広聴委員会で名称変更の検討を開始。R元年の広報広聴委員会で協議する。
		広報・広聴委員会の設置(案)と役割・機能等の明確化	1 完了	・市民の意見を議会活動に反映していくためには、広聴機能を強化する必要があり、担当する委員会の役割と機能を明確にする必要がある	・従来の広報機能に加え、新たに市民の意見等を政策に反映させるため、広聴機能を有する「広報・広聴委員会(案)」を設置する	・議会活動の市民への説明責任を果たすとともに、市民の意見を議会活動に反映していくため、また、広報広聴機能を強化するため広報広聴委員会を設置する。 ・議会だより編集発行、議会ホームページの管理運営、市民への出前講座及び議会報告会の企画運営と市民意見の取り扱いなどを担う。	・広報広聴に関する規程を制定 ・会議規則を改正し「協議調整の場」と位置づける ・飯田市議会が行う広報広聴に関する規程 (H24.12.21 議会運営委員会決定) ・H25.3.22 議会規則第1号 会議規則を改正し、広報広聴委員会を第159条の「協議調整の場」と位置づける	—	・規程制定済み。	・H31年1月～議会だよりをリニューアル(No.211号パイロット版発行)
		子どもたちによる傍聴の学校側への働きかけとその実現	2 実施中	・議場で二代表制としての議会の様子を体感することで、子どもの頃から市政に関心を持ってもらう	・傍聴対応については、教育委員会等と調整し、各学校に働きかける	・議会のしくみ、役割などの説明と議会傍聴をセットで学校側へ提案する。 ・議員による出前講座については、子どもの頃から行政や議会に関心を持ってもらう機会とするため、広報広聴委員会の役割として位置付けていく。	・実施 ・飯田市議会が行う広報広聴に関する規程 (H24.12.21 議会運営委員会決定)第3条(4)傍聴の推進 (5)市民への講座等の開催 広報広聴委員会の所掌事務に規定	・H27.1.27・28に松尾小学校で正副議長及び広報広聴委員会が出前講座を実施。 ・次年度以後希望があれば実施していく。	・H28.2.5(27年度)、H28.11.18(28年度)に、松尾小学校からの要望により、正副議長及び広報広聴委員会が出前講座を実施。 ・議会に対する理解や関心を深めてもらうことを目的に、飯田市議会出前講座実施要綱(H29.3.7 議会運営委員会決定)を策定。 ・市内小中学校あてに議会傍聴と出前講座の案内書送付	・H29.6.29(29年度)に、山本小学校で出前講座を実施。 ・H30.1.18(29年度)に、松尾小学校で出前講座を実施。

大項目	中項目	検討項目	区分	現状と課題及び 検討すべき項目とした理由等	ビジョンにおける方向性	決定した実現方策等 (H25年3月時点)	実施、検討状況 H25年3月時点 実施時期・例規改正等	実施、検討状況 H27年3月時点	実施、検討状況 H29年3月時点	実施、検討状況 H31年3月時点
			1 完了 2 実施中 3 検討中							
		市民向けの 政務調査及び 委員会管 外視察の報 告の実施	2 実施中	・市費による調査活動等の市民向 けの報告を行い、目的とその成果 を明らかにすることで、市民の議会 活動に対する理解を進める ・現在実施している政務調査の報 告会への市民参加等も合わせて 模索する	・市民向けの政務調査費の報告に ついては、本会議場で全員協議 会において報告する	・調査活動等の報告方法を改善 し、目的とその成果を明らかにする ことで、市民の議会活動に対する 理解を進める。	・実施 ・政務調査報告会は、24年度調 査費から、一般公開で行い、市 職員に周知し、市民向けに議 会ホームページに掲載する (H24.9.5議会運営委員会決 定) ＊平成24年地方自治法の一部 改正に伴い、政務活動費に改 正される。上記事項は飯田市 議会政務活動費申合せ事項に 反映 ・常任・特別・議会運営委員会 の管外視察の報告書をホーム ページで公開する (H24.9.5 議会運営委員会決定)	・実施中(マスコミ及び市職 員に対して開催を通知。一 般に対しては通知していな い。)	・実施中 ・平成28年度後期政務調査報 告会では、29年第1回定例会前 (H29.2.20)に開催。 議会だより第202号に開催日を 事前告知し、市民への周知を 図った。	・実施中
		議長による記 者会見の実 施	2 実施中	・合議体としての議会が何をしたの か、何をしようとしているのか発信 力が弱いため、必要に応じて情報 発信を行い、市民の理解を得る必 要がある	・必要に応じて、議長による記者会 見を実施する	・議会活動の市民への説明責任を 果たすとともに、情報の共有化を 図るため、議長による記者会見を 行うこととした。	・記者会見開催要項を制定 ・平成24年中に3回開催 ・議長による記者会見開催要項 (H24.6.12 議会運営委員会決 定) ・H24.6.29 初の議長記者会見 開催	・実施中(毎議会終了後)	・実施中(毎議会終了後)	・実施中(毎議会終了後)
		議会活動 への市民 参加	市民モニター 制度導入によ る市民参加と 議会活動へ の意見反映	1 完了	・議会に対する市民の関心は低 く、議会活動への市民参加が進ん でいないことから、市民モニター制 度により、議会に関心を持ってもら い、市民の声を直接議会活動に 反映できる体制づくりを進めていく	・早期の導入は見送る	・広報広聴委員会における調査研 究事項と位置づける。	・広報広聴委員会設置により研 究 ・飯田市議会が行う広報広聴に 関する規程 (H24.12.21 議会 運営委員会決定) 第3条(7) その他議会の広報広聴に関す る事項 広報広聴委員会の所 掌事務に規定	・H26.5.21管外視察(三重 県四日市市議会)を実施。市 議会モニターを設置する方向 性を確認。 飯田市議会モニター設置要綱 の委員会案を作成し、次期広 報広聴委員会に、議会モニ ター設置を図られるよう申し送 る。	・H28.5.10管外視察(長野県飯 綱町議会)を実施し、検討。市 議会モニターを設置する方向 性を確認。 飯田市議会モニター設置要綱 の委員会案を作成し、次期広 報広聴委員会に、議会モニ ター設置を図られるよう申し送 る。
		請願・陳情者 の説明機会の 保障	2 実施中	・請願・陳情審査において、請願・ 陳情者による説明の機会を設ける ことで、情報の共有化により適切で 充実した審査を行うことが可能とな る	・請願及び陳情者の趣旨説明に ついては、当該案件が付託された 委員会が必要と認めた場合に限り 、参考人制度を活用して機会を 保障していく	・請願陳情者の説明機会の保障、 趣旨説明を希望する請願紹介議 員の取り扱いは、現状の委員会条 例及び会議規則を確認し、積極的 な活用を促進する。	・実施 ・H24.7.24 左記事項を議会運 営委員会で決定(先例P27)	・実績なし(説明の希望が あったが委員会で否決され た例あり。)	・制度的には確立したが、実績 なし。	・制度的には確立したが、 実績なし。
		参考人制度 の積極的活 用	2 実施中	・委員会において、当該団体の事務 に関して、調査・審査のために 当事者や利害関係人、学識経験 者からの意見を求めることで、より 適切な審査が可能となる	・委員会審査及び調査を充実させ るため、参考人制度を積極的に活 用する	委員会審査を充実するため、参考 人制度を積極的に活用する。	・実施 ・H25.3.22 議会規則第1号 会議規則を改正 第1章第9節第77条の2から第 77条の8として 公聴会及び参 考人、第2章第7節第131条の 2から第131条の8として 委員 会における公聴会及び参考人 の規定を追加	・実績なし。	・平成28年第4回定例会リニア 推進特別委員会において、参 考人を招致し、説明を求めた。	・リニア推進特別委員会 において、参考人を招致 し、説明を求めた。(H29)

大項目	中項目	検討項目	区分	現状と課題及び 検討すべき項目とした理由等	ビジョンにおける方向性	決定した実現方策等 (H25年3月時点)	実施、検討状況 H25年3月時点 実施時期・例規改正等	実施、検討状況 H27年3月時点	実施、検討状況 H29年3月時点	実施、検討状況 H31年3月時点
			1 完了 2 実施中 3 検討中							
		市民アンケートの実施	1 完了	・議会に対する市民の率直な意見や考え等を知ること、日常的な議会活動を診断し総合点検を行うことができる ・市が実施している市民アンケートに議会に関する項目を追加するなどの方法がある	・議会改革につなげるため、目的と内容を明確にして、市民アンケートを実施する	・広報広聴委員会における調査研究事項と位置づける。	・広報広聴委員会設置により研究 ・飯田市議会が行う広報広聴に関する規程（H24.12.21 議会運営委員会決定）第3条(7) その他議会の広報広聴に関する事項 広報広聴委員会の所掌事務に規定	・H26.5.20管外視察(愛知県豊田市議会)を実施。27年度以後引き続き検討する。	・H28.5.11管外視察(新潟県柏崎市議会)を実施し、検討。現段階では、アンケートの目的、内容、結果の反映方法など明確実施理由がないことから、実施する必要はないととりまとめた。 ただし、市民から意見等を求める場合、市民アンケートは、「広聴」手段の一つとして必要と認識し、今後の実施とアンケート以外の市民からの意見を聴く有効な手段について研究を進めるよう次期広報広聴委員会に申し送る。	・ 今期の広報広聴委員会で検討し、現段階において必要はないととりまとめた。 ・ 今後も議会報告会での意見を大切に扱いながら、必要に応じて「聞き取り調査」を試行する。
市議会議長の責務(第24条)	議会事務局職員の適切な指揮監督	議会の意向を実現できる事務局体制	2 実施中	・議会の専門性を高め、議会活動を充実していくためには、そのことをサポートする議会事務局職員の体制を強化する必要があり、議会の意向が実現できるように対応していく	・議会運営ビジョン一覧(案)を実現するため、事務局体制を強化していく	・事務局体制の強化と法制担当者の配置について、議長が市側に申し入れる。 ・議会改革関連の予算増額について、特殊要因として市側に申し入れる。	・実施 * 法制担当者の配置については、別途第27条の欄に記載	・実施中	・実施中 * 法制担当者の配置については、別途第27条の欄に記載。	・実施中 * 法制担当者の配置については、別途第27条の欄に記載。
市議会議員の責務(第25条)	市民全体の利益を優先した政策提言	市民益につながる政策提言	2 実施中	・特定の地域のみならず、市民全体の市民益につながるような政策提言を行う必要がある ・各議員が専門性を高め、政策立案ができるようにしていく必要がある	・政策提言ができる議員としての資質を身につける	・議員活動を通じて、政策提言のためのシーズを拾い上げ、議会における全員参加型の政策形成サイクルに反映させていく。 ・反問権については、理事者側の要望があれば検討する。	・実施 ・H24.11.21 左記事項について議会運営委員会決定(先例P25)	—	・実施中	・実施中 ・ 反問権に関しては、H30年12月18日に会議規則改正、実施要綱・運用指針を制定。H31年2月19日から施行。
	政治倫理の確立	議員政治倫理条例の研究	1 完了	・県下においても政治倫理条例が可決されている議会もあり、今後制定に向けた研究が必要である	・議員責務として政治倫理を確立していくため、引き続き研究を行う	・議会改革推進会議におけるこれまでの研究を中間報告としてとりまとめ、次期推進会議において研究テーマとする。	・引き続き研究(中間報告別紙)	・内部の申合せを議長が明文化(飯田市議会議員の政治倫理に関する内規(H26.11.19 飯田市議会規程第1号)) ・協議機関を決定(政治倫理に関し問題があると思われる行為について協議する機関について(H26.11.19 議会運営委員会決定)) ・政治倫理に関する研修は議長が行うことを確認(H27.3.20 議会運営委員会)	・内部の申合せにより、平成27年度は、政治倫理をテーマとした議員研修を実施。 H28.1.20 飯伊市町村議会議員研修会 演題「地方議会における政治倫理のあり方」 講師 廣瀬和彦氏(明治大学政治経済学部講師)	—

大項目	中項目	検討項目	区分	現状と課題及び 検討すべき項目とした理由等	ビジョンにおける方向性	決定した実現方策等 (H25年3月時点)	実施、検討状況 H25年3月時点 実施時期・例規改正等	実施、検討状況 H27年3月時点	実施、検討状況 H29年3月時点	実施、検討状況 H31年3月時点
			1 完了 2 実施中 3 検討中							
	自己研鑽	検討すべき項目なし		・議員には市民の意見等を政策化し、提案する能力が常に求められているため、検討すべき項目なし。				—	・H28.10.4 議員研修会として、龍谷大学政策学部土山希美枝教授を招き、講演会『質問力を高める議会力に活かす』を開催。これを機に、議会改革推進会議では、議会全体で質問力を高めようと、土山教授の著作「質問力で高める議員力・議会力」を要約。議員の一般質問の手引書として「たかが一般質問されど一般質問」として印刷し、全議員に配付	—
政策の調査、審議のための機関 (第26条)		検討すべき項目なし		・附属機関の設置については、設置が必要になった段階において検討すれば良いため、検討すべき項目なし				—	—	—
市議会事務局職員の責務(第27条)	市議会の活動補佐	事務局体制の強化	2 実施中	・議会の専門性に伴い事務局の専門性が求められることから、在職年数を拡大し、議会活動をサポートできる体制づくりが必要となる	・議会改革の実効性を上げるため、事務局体制の充実を図る	・事務局体制の強化と法制担当者の配置について、議長が市側に申し入れる。 ・議会改革関連の予算増額について、特殊要因として市側に申し入れる。	・実施 ・北信越市議会議長会、県市議会議長会、伊那谷三市議会連絡協議会等の議会事務局職員を対象とした研修に出席。	・実施中	・実施中 ・北信越市議会議長会、県市議会議長会、伊那谷三市議会連絡協議会等の議会事務局職員研修に出席。	・実施中 ・北信越市議会議長会、県市議会議長会、伊那谷三市議会連絡協議会等の議会事務局職員研修に出席。
	職務の遂行に必要な知識と能力の向上	法務・調査担当の専任化	1 完了	・政策立案型の議会にシフトしていくためには、法務・調査担当の専任化が必要になる	・議会の政策立案能力を高めるため、法務担当者の併任を継続させる	・事務局体制の強化と法制担当者の配置について、議長が市側に申し入れる。 ・議会改革関連の予算増額について、特殊要因として市側に申し入れる。	・実施 ・H24.4.1から 総務文書課文書法規係長が、兼務発令により例規担当専門主査として配置。	・実施中	・総務文書課文書法規係長が、兼務発令により例規担当専門主査として配置。	・総務文書課 文書法規係長が、兼務発令により例規担当専門主査として配置。 ※H30年 反問権の取り扱いに関して、例規担当専門主査が会議規則・実施要綱・運用指針の策定に関与。
追加項目	自治基本条例全体の検証方法の研究		3 検討中	・条例制定を主導した議会として、市の最高規範である条例に謳う市民(事業者)及び執行機関が役割を果たし、もって、協働による市民が主体のまちづくりがなされているかについて議論を深める必要がある。		・議会改革推進会議の研究テーマとし、条例全体の検証手法について検討を行っていく。 ・議会条項の研究では、議会及び議会活動の可視化の観点から、引き続き検討する。	・研究	・平成26年度に第4章を検証。条例改正の必要はない。また、当面市長部局の検証結果を見守ることとする。(飯田市自治基本条例第4章の検証結果 中間報告(H26.11.20 全員協議会))	・未実施。 平成26年11月20日以降、市長部局の検証結果報告なし。	・未実施。
追加項目	議会改革推進会議設置の根拠づけ		1 完了	・議会運営ビジョンにおいて確認された、飯田市議会における不断の議会改革を推進するため。また、その役割を明確にすると共に継続的な取り組みとするため。		・議会改革推進会議設置に関する規程を制定する。	・規程を制定 ・議会改革推進会議設置に関する規程 (H25.3.22 議会運営委員会決定)	—	・規程制定済み。	—
追加項目	予算決算審査のやり方検討		3 検討中							・H30.12.7～予算決算審査検討プロジェクトによる「予算決算審査と常任委員会設置」に向けた検討開始。